

医療安全対策における画像診断報告書等について

厚生労働省 中医協・総会 2021年12月3日の資料をもとに作成

- 画像診断や病理診断を依頼した医師による、画像診断医の作成した画像診断報告書又は病理診断医の作成した病理診断報告書（以下「レポート」という）の確認不足については、報告書の確認不足に対する注意喚起を図ることに加え、レポートの確認不足を防止するための組織的対応について求められている。

□ 画像診断報告書等の確認不足に対する医療安全対策の取組について

（令和元年12月11日厚生労働省 医政局
総務課医療安全推進室事務連絡）（抄）

- 報告書に記載された緊急度の高い所見や重要所見を受けて必要な対応がとられるためには、**組織的な伝達体制や確認体制を構築すること**が推奨される。
- 具体的には、診断結果の説明を担当する医師が重要所見を認知しやすくするための通知方法の工夫や報告書の未読・既読の管理、更には、その後適切に対応されたかを**組織的に確認できる仕組みが構築されることが望ましい**。

（参考）医療機関において工夫されている取組の紹介

- 画像読影医が緊急度の高い所見を指摘した場合、検査依頼医に電話するとともに、報告書を検査依頼医が所属する診療科の責任者に送付する。
- 患者自らが結果をいつ聞くことができるかを主治医に確認するように促す等、患者の参画を図る。
- 画像診断や病理診断を専ら担当する医師が診断を行った場合、その診断結果が確実に患者へ伝わるよう、説明を担当する医師はその結果を丁寧にわかりやすく患者に説明し、その旨を診療録に記載する。

「医療安全に寄与する患者参加の推進に資する研究」における全国の病院を対象としたアンケート調査 令和2年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業） 令和3年12月16日～令和3年1月15日に郵送法により実施

画像診断報告書の確認漏れ（医師の未読）を防ぐ仕組みの有無（n=1302）



画像診断報告書の既読を確認する担当の内訳（n=357）

